

議 長 休憩を解いて再開をいたします。 (13時30分)

受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇ください。

4 番 南 雲 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。受付番号第4号、質問議員、第4番 南雲まさ子。件名、福祉政策の充実を問う。

要旨、(1) 町民が急に体調が悪くなり救急車などで医療機関に搬送される場合等に、その方の健康に関する情報を伝えるための手段として、平成26年に「あしがら安心キット」が配布されました。その後の安心キットの配布状況や、町民への周知の方法について、どのようにされているのかお伺いします。

(2) 平成27年の介護保険法の改正により、介護予防と日常生活支援総合事業が実施されることになりました。そのため、市町村は主体的に総合事業に取り組み、生活支援・介護予防の充実に努めることになりました。そこで、本町の総合事業の取り組みについて、特に介護ボランティアポイント制度と家事援助サービス事業についてのお考えをお伺いします。よろしくお願ひいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

あしがら安心キットにつきましては、これが安心キットになりますけども、平成22年に足柄上保健福祉事務所が中心となり、既に同様の制度を先行していた中井町を除く足柄上地区1市4町が合同でスタートしたものでございます。内容は、災害時や救急搬送のときに役立つ、病歴、かかりつけ医療機関、緊急連絡先、介護保険等々の情報をプラスチック状の筒、この中に入れてですね、冷蔵庫に保管をしていくことで、万が一の際には、第三者にその情報を伝えるというものであります。無償で配布するキットの中には、説明書と申請書、医療情報の記入用紙のほか、2枚のシールが入っておりまして、1枚は玄関先などでわかりやすい場所に張り出して、このキットがあることの意味を表示し、もう1枚は冷蔵庫の複数あるドアのうち、キットが入っているドアに張っていただくというものでございます。

当初は、自主防災会さんの御協力により申請いただき、初年度には112世帯の登録があり、通算220世帯の登録になりますが、転出やお亡くなりになられた方を除くと11月22日現在で166世帯の登録となっております。

この制度の申請方式は、対象となるのは65歳以上の方だけの世帯や一定の障

害があり、身体に障害をお持ちの方が持たれている手帳等々を持っている方々だけの世帯、合計約2,300世帯となっております。ここから、既に申請していただいている166世帯を除く対象となられる方々を中心に、民生委員さん、自主防災会さん、社会福祉協議会さん等々の御協力いただくとともに、町広報等でもあしから安心キットの周知に取り組み、救急活動の一助として役立てるよう、あわせて周知してまいりたいというふうに考えております。

次に2番目の、介護ボランティアポイント制度と家事援助サービス事業についてでございます。介護ボランティアポイント制度は、平成27年9月1日に施行しました松田町介護支援ボランティアポイント事業実施要綱に基づき、高齢者がポイントの対象となる活動を通じて地域貢献することを奨励、及びその支援をすることにより、高齢者本人の介護予防の推進を行うための制度であります。対象者は、介護保険の第1号被保険者、つまり年齢65歳以上の方で町内に居住し、要介護認定・要支援認定を受けていない方です。この方が、受け入れ機関におきましてボランティア活動をした場合や、町及び地域包括支援センターが実施する介護予防・日常生活支援総合事業に協力した場合にポイントが付与されます。

この活動を行うためには、まず、町に介護支援ボランティアとしまして登録を申請し、認定後、町介護予防手帳の交付を受ける必要があります。実際の活動に当たっては、みずから受け入れ機関に申し込みをし、必要な調整を行います。活動時間はおおむね二、三時間程度に1ポイントを付与し、1日の上限を2ポイントとしております。1ポイントは町商工振興会発行の松田やっこさんシール会のシール1シート、25枚になりますけども、と交換ができ、年間64シート、1,600枚を上限としております。現在のところ、12名の方が介護支援ボランティアとして登録されており、お休み処新松田で活動をされております。制度発足から2年が経過し、御利用者の方からの御意見、御感想をもとに、よりよい制度とするよう検討を加えているところでございますので、所定の手続が固まった段階で改めて広く周知し、活用していく所存でございます。

次に、家事援助サービス事業についてでございます。介護保険サービスを受ける場合には、福祉課窓口での相談により、要介護認定を受ける場合と基本チ

チェックリストを受ける場合がございます。要介護認定を受け、要介護に認定された場合には介護サービスを受けることができ、訪問介護（ホームヘルプサービス）としてケアプランに基づいて、食事、入浴、排泄のお世話、衣類やシーツの交換、住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理などなどを受けることとなります。平成29年9月御利用者数は101名でございます。要支援に認定された場合、または基本チェックリストの実施により事業対象者と認定された場合は、地域包括支援センターの職員とどのようなサービスをどのくらい利用するかを相談して、介護予防プランを作成いたします。

さて、家事援助サービスについてでございますが、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・支援サービス事業の中の訪問型サービスに当たるかと思えます。このサービスは掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行うもので、事業者による従前の介護予防訪問介護に相当するサービスから、ボランティアによるごみ出しまで多様なサービスが受けられることとなっております。松田町の御利用者数は平成29年9月利用分が20名であります。事業者による従前の介護予防訪問介護に相当するサービスで対応しております。そのほか、日常生活上の援助としましては、社会福祉法人松田町社会福祉協議会が松田町ささえあいサービス事業を実施していただいております。登録制による、ささえあい協力が指定日における家庭ごみ等の搬出などのサービスを行っていただいている状況でございます。今後は多様なサービス提供の構築のため、生活支援の体制整備について、町、町社協様、民間業者等々と協力しながらですね、進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

4 番 南 雲 安心キットのほうから再質問させていただきます。安心キット、例えば昼間に御家庭に高齢者だけを残してお勤めされている方とか、御家族の方がとても安心されるものだと思います。また、ペースメーカーとか入っている方はAEDの扱い方も変わってきますし、そういうものが、いち早く救急隊の方がわかるということも、とても大事なものだと思います、私自身が。

それで、今、166セットということで、登録があるということですが、ちょっと、とても28%ぐらいの大井町さんが、ちょうど同じぐらいの高齢者かなという感じなので、ちょっと伺ってきましたら、大井町さんの場合は、毎月の自

治会長連絡協議会で毎月訴えて、民生委員さんにお伝えしていただいて、申し込みをいただいて、最近は特に、お申し込みが多いそうなんですけれども、お申し込みで310人の申請があつて、65歳とおひとり暮らしの方が111人、65歳以上のみの世帯が97人で、身障者と療育手帳をお持ちの方が12人で、一人で過ごすことが多い方が32人、その他、持病をお持ちの方が58人で、65歳以上の方が3分の2を占めていました。やはり、松田町はこれから高齢化を迎える中で、松田町ももっともっとふやしていかなくてはいけないと思うんですけれども、先ほど、やはり自治会長さんとか民生委員さんとか社協さんとか皆さんに協力して、周知をされていくということなんですけれども、どのような方法でされていくか、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

安全防災担当課長 周知方法でございますが、これまで町の広報、おしらせ号等で、紙媒体としては周知してまいりました。そのほかに、全戸配布しております暮らしのガイド、それからホームページについて、今回、御質問を受けまして調べましたところ、暮らしのガイドのほうに掲載がありませんでしたので、ここで今、平成30年度版の校正をしているところです。そちらのほうに新規に記載するようにしております。それから、ホームページのほうにもコーナーありませんでしたので、11月29日付でアップいたしました。検索方法としましては、町ホームページの検索コーナー、その下の「組織、課名で探す」の中に安全防災担当室がありまして、そこに安心キットのコーナーを掲載しております。それから、民生委員さん、自主防災会さん等をお願いして登録を促すわけなんですけれども、今後、そういった会合の場で、どのように具体的に広報するか、検討させていただきます。よろしく申し上げます。

4 番 南 雲 やはり、ホームページとか暮らしのガイドに載せる以外に、やはり口頭で伝えることがすごく大事かなと思いますので、ぜひ、推進していただきたいと思います。

次にですね、わざわざ役場に来て申請するのではなくて、電話で例えばお申し込みをお願いして、例えばのお話なんですけど、敬老会とかの会場で申請用紙を記入していただいて、その場で、情報はもう町に伝わっていますので、お渡しするような方法もとれるかと思うんですけれども、そのような方法でお渡

しすることはいかがでしょうか。

安全防災担当課長 御提案ありがとうございます。敬老会、大変そのPRするいい機会だと思いますので、ぜひ実現に向けて検討したいと、関係課と担当課と調整して実現させたいと思います。よろしくお願いします。

4 番 南 雲 あと、私の知り合いの方で、会社に出勤しなくて、会社の方が心配して連絡とってもとれないということで、その方が脳梗塞で倒れてたということがわかったんですけども、やはり、御高齢の方でなくても、御自分がおひとり暮らしで心配な方もいらっしゃると思うんですね。そういう方には、山北町さんの場合は160円で御希望があればお渡ししているということで、何か事由というところの理由があって、何項目かに丸をすることになってはいますが、そういうものに該当しない方にも、そういうような形で御希望があればお渡しするというのも考えていただけないでしょうか。お考えをお伺いいたします。

安全防災担当室長 実施要綱の中に、配布対象者の欄が条項があるんですけども、その中にも、その他町長が適当と認める者とありますので、広範囲に受け入れられると思います。

4 番 南 雲 ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、介護ボランティアポイント制度についてお伺いいたします。2000年ごろなんですけども、特別養護老人ホームでは、4人とか6人部屋が多かったところから、ユニット型のお部屋にかえて、食事をしたときに好きな時間にお部屋に戻ったり、会話の量がふえたり、御自分が行きたいときにリビングに行って会話をするということで、会話の量がふえたり、また歩く歩数もふえたということで、そういうことは今までのライフスタイルを繰り返すほうが、その人の自立を促し、幸せだということがわかったというふうに言われています。それならば、ひとり暮らしや御夫婦だけになっても、できる限り、住みなれた地域で暮らし続けることが一番いい方法であるということなんですけども、そのためには、これから幅広い生活支援が必要となってくるということが考えられます。総合事業では地域の実情に合わせた多様なサービスを充実させていくことが求められ、地域の支え合いの体制づくりを推進するためには、ボランティアの方の力が必要となってきます。

それで、今、お休み処新松田で介護ボランティアポイント事業が行われていますが、先ほど、ちょっとお申し込みがあったということは、今、お申し込みは、このお休み処新松田だけでしょうか、お伺いいたします。

福 祉 課 長 ボランティアポイント制度につきましては、先ほど町長から説明がありましたとおりですね、まず、ボランティアとしての登録申請もあるんですけども、受け入れ機関のほうも登録制度をとっております。ただ、2年前に発足した制度で、まだ、何ていうんでしょう、検証を今、御意見とかいろいろ使っている方から意見を求めているところなんです。改良を加えて、それから広く周知したいということなんです。最終的に申しますと、今のところ、お休み処新松田のみが受け入れ機関として登録があり、その中に12名の方の登録が、ボランティアさんの登録があって運営をしているという状況でございます。

4 番 南 雲 やはり、これから多様なボランティアの方のお力が必要だということで、やはり家事支援とかそういうものに介護ボランティアポイント制度を用いることも必要だと思いますけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

福 祉 課 長 生活支援の部分にボランティアポイントをとということで、選択肢としましては、ボランティアの受け入れの活性化というよりは、ボランティアをやってくださる65歳以上の、まだお元気な高齢者の方の介護予防につなげるための制度というのが、まず大前提にあります。その中で、町の制度としてあるフォーマルなサービスとボランティアさんを含めたインフォーマルな家事支援サービスというのがありますけれども、その辺をきちんと整理する必要があります。その中で、平成29年度の当初予算でお認めいただきました生活支援コーディネーターの委託事業がございます。これ、先般、社会福祉協議会さんと契約させていただいたところなんです。その中で、やはり家事支援等を含めたニーズと、先ほど言いましたそのフォーマル・インフォーマルなサービスとのすり合わせというんですかね、コーディネートをするようになっております。ということで、それが検証なども含めて綿々と続くんですけども、やはりその生活支援コーディネートの中で、やはり計画等を立てていきたいと思っております。

4 番 南 雲 後で、私もその協議体と生活支援コーディネーターのことは、コーディネーターのことは質問させていただきます。すいません。それで、この介護ボランテ

ピアポイント制度というのは、何か、東京都の稲城市は10年前にもう既に始められていまして、本当に元気な高齢者に介護保険料の負担をボランティアポイントで軽減できることとか、あと、高齢者が社会参加活動をすることで介護予防になるということが出発の理由だったそうなんです。それで、10年間やってきた検証として、介護予防効果の試算もきちっと上がったということと、あと、張り合いが、御自身、ボランティアやっている方の、御自身が張り合いができたとか、健康になったと思うとかいうようなことが上がってきています。それで、この介護ボランティアポイントにすることで軽減するというので、平成15年のときの介護保険料が、この市では3,300円だったのが、18年のときに改正で4,400円と1,100円も上がってしまったということで、本当に市民の方から、何にも使っていない方から、かなりすごく言われてしまったということで、こういう介護ボランティアポイント制度を思いついたということなんですけれども。それで、介護施設とかにも、こちらの市ではお手伝いに入っていて、とても、従事者の方がやはり、いろいろテーブル拭いてもらったり、ちょっとしたことをお手伝いしてもらうことで、とても助かっているということがありまして、先ほど、いろいろ整理をする必要があるということなんですけれども、これから整理はしていられると思うんですけども、介護施設へのボランティアさんを派遣するみたいな、そういうことはお考えにはなっていないでしょうか。

福 祉 課 長 介護施設と張り合い、うちのボランティアポイントもですね、その東京都の例と同じようにですね、目的はそこの部分であるかと思います。介護施設に行く行かないということになりますと、やはり、先ほどの介護保険のサービスとの兼ね合い、それから、ほかにですね、同様のサービスをしている、NPOとかちょっとどこがあるかわかりませんが、同様のサービスをしているNPOとか社協だとか、そういったところとの、そのどこでどういう役割で分担をするかといったようなところもございます。やはり、NPOさんとか施設がやっている場合もあると思うんですが、施設がやっている場合には、当然、お金が発生するところもございます。そういったところで、お金のところのすり合わせといった部分も、やはり全体をある程度洗い出して、どこで役割を分けるか、

どこを有償にして、どこを無償にするのかといったことを、全体としてまとめないと答えが出ない状態であります。その中で、施設の、先ほど議員がおっしゃられた、それがボランティアでやるのがいいんだと、今のところ、そういったサービスがなくて、そういうところがあるので、あるいはつくり出して、ボランティアさんを募集してということが正解であるということであれば、そういった可能性もなくはありません。

4 番 南 雲 多分、そちらのすみ分けみたいなのは、協議体のほうで行っていただくようになると思うんですけれども、ちょっとそれは後で質問させていただきます。ごめんなさい、何か順番がわからなくなって。それで、広島市の安佐南区というところでは、きょうデイサービスへ行った方が、次の日はもうそのデイサービスのところで配膳のお手伝いをしているというようなことがあって、本当にそういう柔軟な取り組みを参考にしていくことがすごく大事かと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

福 祉 課 長 やはり、先進事例というのは、非常に重要な道しるべになるものだと思います。ですので、その地域地域の事情を踏まえながら、そのサービスが正しい、それが松田町にふさわしいというのかどうかというところも見きわめながら、サービスに取り入れられるところは取り入れていくような考えであります。

4 番 南 雲 ぜひ、いろんな先進事例を参考に、これからつくり上げていく、ボランティアにするのかしないのかは、しっかり検討していただきたいと思います。来年の1月に社協主催で住民参加型の生活支援活動の研修会が行われますが、こういった研修会のことを参考に、ポイント集を作成して、ボランティアの必要性を周知、町民の方に周知していくというようなお考えはございませんでしょうか。

福 祉 課 長 すいません、不勉強で申しわけございません。そのちょっとポイント制の5段階のその内容がちょっとわかりませんので、ちょっと申しわけございません、お答えかねます。すいません。

4 番 南 雲 すいません、私の言い方が。ポイント集というのは、その、その発表になったことのポイントをまとめたものを冊子みたいにして、例えば、それを町民

の方にお配りするのもいいし、ただ、それを見ていただけるかなというのが、私、ちょっと不安なので、願ひする方を決めて、その方たちに勉強していただいて、そのポイント集を見ながら、町民の方に周知していくというような方法をとったらいかなということをおもっています。それに対しての、じゃあ、ごめんなさい、よろしく願ひいたします。

福 祉 課 長     そこで出された御意見とかそういうものを上手に取り入れて、町民の方に発信していくといった、そういう考え方でよろしいですか。はい、わかりました。確かにですね、これも重要なことなので、時期は見きわめて発信することになるかと思ひます。ただ、生活支援をやる場合ですね、例えば、町の取り組み、ちょっとお話しさせていただきますと、介護予防サポーターさんというのを養成講座を開いておまして、その介護予防サポーターさんに、今、町の事業にかかわってくれていただいております。先般、寄でですね、認知症予防の養成講座のほうを開かせていただいたんですけども、このときは、町主催ということになっているんですけども、立ち上げというか連絡調整とか、当日の実施の運びまで、寄地域の自治会長連絡協議会さんと、それから寄地域、第4地域部会とありますが、民生委員さん、それから介護予防サポーターで松田いきいき元気の会という、この3団体がですね、協力していただいて、開いていただくような形になっております。介護予防サポーターさん、これボランティアなんですけど、今のところ、そこに重点的に力を入れているような状況がございます。

似たような感じで、認知症カフェ、オレンジカフェのほうもですね、開いておるんですけど、これもですね、認知症養成講座を、その後、ステップアップ講座を受けて、その後、カフェでの支援のための講座まで開いてからお手伝いにつながっているところがあります。つまり、生活支援活動は、今度はまた1対1になりますので、やはり、ボランティアさんもそれなりの一定の教育を、教育というとおかしいですね、研さんに努めていただいて、ある程度の知識があったほうが、間違いなく生活支援ができるかと思ひます。ですので、いろいろな出された意見というのは、周知するのは当然やぶさかではないんですけども、時期を見誤りますと、そういった情報だけがどんどん先走りしてしまいますの

で、やはり個人の生活に入り込む話ですから、当面はそういった養成研修とかですね、受けていただいて、慎重に入っていただくというような考え方が必要ではないかと思っております。

4 番 南 雲 やはり今、認知症サポーター養成講座のほうも、すごい力入れてね、私もすごいすばらしいなと思って、開催回数もすごくね、多くなってきて、本当にまたますます、これから認知症に対する、皆さん町民の方のね、関心も深まってくると思いますので、やはりそちらもね、大事な講座であると思いますので、この2025年までにこの総合事業というのはやっていくというようなものだと思いますけれども、その中で、やはり失敗しないためにもね、慎重にね、いろんなことをやっていかななくてはいけないので、本当に大事なことだと思います。そういうものを仕上げていく段階で、やはり一番ネックだなと思われるのは担い手さんの養成ですね。担い手さんの養成に対しての、町としてはどういうふうなことをお考えでいらっしゃるかをお聞きいたします。

福 祉 課 長 ありがとうございます。認知症サポーター養成講座、頑張っていきたいと思っています。担い手の関係なんですけど、ボランティアさんということで考えますと、先ほど申しました、町としては介護予防サポーター養成講座ということで、ここできちんとした知識を持った方に手伝っていただいて、行く行くはやっていただきたいという思いでやっております。また、社協のほうでは、ミニデイのほうでは、これボランティアさんにやっていただいておりますので、そういった事業もやっておりますし、ささえあいサービスとって、少し…ちょっとすいません。そうですね、フォーマルなサービスのほうですと、大体、1回45分で何単位までとかという、そういう縛りが出てくるんですけども、そのもう1回45分ほどいらなないなといった場合、例えば、簡単に言いますと、電球のかえをやってもらいたいとか、ごみのごみ捨てをやっていただきたいだとか、それ45分なんかかからないものなんですけど、そういう簡単なものやるささえあいサービスということも展開されております。そういった、そのほかにもですね、登録されていないボランティアさんを、社協のほうではきちんと把握していらっしゃるようでございます。

先ほどの生活支援コーディネーターの話を、どうして社協にという話もある

かと思うんですが、やはり、そういった非常に一般には知られていないような…知られていないというとおかしいですけど、御利用者さん以外は余り知られていないようなボランティアとか、あるいは、あそこは去年あたりから、地域制といいまして、職員を地域分担して、その担当地域を持つというような、そういった、より住民に近い密着したサービスを今、展開しているところです。そうしますと、拾いきれないようなニーズというのを社協さんのほうで結構持っている。それから、サービスを与える側としてもですね、御利用者さんぐらいしか知らないようなボランティアさん、その支援も行っていっちゃいます。ですので、先ほど言いましたように、制度的なサービスから制度、インフォーマルですね、ボランティアさんなんかを入れたサービスまで、どういったニーズがあって、どのサービスをどういうふうに充てていくのが一番いいのかというのをきちんと考えた上で、その中で必要な養成講座、養成方法、教育方法等が必要だと思いますので、それができ上がった折にですね、そういった形でやっていきたいと思っております。

4 番 南 雲 今、私、総合事業の生活支援コーディネーターと協議体のことをお聞きしようと思ったんですけども、やはり、これからしっかりやっていくというお考えのようなので、その辺、やはり協議体のほうでいろんなすみ分けもしていかなくちゃいけないと思いますし、とてもすごい難しい部分だなというものを、私もこれを勉強させていただいて思いました。それが、本当に早い、なるべく早い時期にね、そういうものが進んでほしいというふうに御要望いたします。

最後、私、ちょっと町民相談の方、受けたときに、家の前が坂になっていて、御自分では杖をついて歩けるんですけど、ごみ出しができなくて困っているというので、お嫁に行かれたお嬢さんが来て、ごみ出しをしてくださっているというお話を聞いて、本当にちょっと私たちふだんの生活で本当にささいなことのようなことが、もうとても御本人にとっては大変なことだということを、すごく感じました。それで、そのときはまた、そのごみ出しのボランティアなんていうことも全然なくて、本当にどうしたらいいんだろうというふうにすごく思っていて、こういう総合事業ができるということで、本当に早くそういういろんなニーズにお応えしていただけるような仕組みづくりをね、早く

つくってほしいなという思いがいたしました。これから、本当に町民に寄り添った支援をしていくためにも、担い手さんのことがすごく大事になってくると思いますけれども、最後に、そうですね、先ほど、町長のほうから、エイジフレンドリーシティということで、本当にお話ありましたけれども、そういう町民の御高齢の方に対しての、過ごしやすい町をつくるためのお考えというのを、町長のほうからお伺いしたいと思います。

町 長 今、南雲議員が言われたとおりですね、これから本当に松田町も高齢化が進んでいくというのは、もう待たなしの状態だというふうにも、私も感じております。エイジフレンドリーシティについても、具体的なことについては、これから松田町独自でまた計画も立てていかなきゃいけないと思いますし、先ほど、午前中も話がありましたけれども、総合計画をこれから本当つくっていきます。ハード整備、ソフト事業、そこはやっぱりお互いにリンクしていかなきゃいけないですね、高齢者に優しい道路づくりであったり、地域づくりであったり、普通の生活支援、買い物等々も身近な問題も解決しなきゃいけないといったところについては、対応していきたいというふうに思っております。ですので、これから予算編成もありますし、来年から以降の財政計画もありますので、そういったものをやっぱり見てですね、かけるところにはかけていかなきゃいけないですし、その辺の、うまく分けながらですね、やっていく。そこでは、やはり高齢者の方々も一般の人たちも、若い人たちも子供にもですね、松田町の財政が今こういうことなんだよと、これからこういった時代にやっていくためには、ここは我慢してもらわなきゃいけないけれども、ここにお金かけていくよだとかということ、やっぱり見てもらわないとですね、片方だけお金かけてやっていくというふうなことは、多分できないというふうに思っていますので、高齢者の方々に優しいまちづくりをすることによって、安心して暮らせる地域づくりをしていかなきゃいけないのは十分にわかっておりますので、その辺をうまく調整しながらですね、先を見越した予算配分をしながら、安心して暮らせるような地域づくりをしてまいりたいというふうに思っています。ありがとうございます。

4 番 南 雲 ぜひよろしくお願ひいたします。やはり、これは介護保険制度がやっぱり成

り立たなくなってしまうは大変ということで、国のほうも考えられた事業です  
ので、やはりその辺もしっかり見て、これから計画をしていただきたいと思  
います。以上で終わります。

議

長 以上で受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。